

## 愛媛県動物愛護推進懇談会第2回会議の結果

1 会議の名称

愛媛県動物愛護推進懇談会第2回会議

2 開催日時

平成25年3月8日(金曜日) 午後1時30分から午後3時15分まで

3 開催場所

県庁第二別館6階 大会議室

4 出席者

委員

公益財団法人愛媛県動物園協会	理事	三橋 英二	委員	
社団法人愛媛県獣医師会	会長	寺町 光博	委員	※会長
認定NPO法人えひめイヌ・ネコの会	理事長	高岸ちはり	委員	
公益社団法人日本愛玩動物協会愛媛県支部	支部長	堀内真由美	委員	
NPO法人日本ケアドッグ協会	事務局長	石城まゆみ	委員	
渡部ドッグトレーニング	所長	渡部美由紀	委員	
愛媛大学農学部畜産学研究室	准教授	橋 哲也	委員	※副会長
公募委員		熊本 史	委員	
株式会社愛媛銀行	部長	木藤 環	委員	
愛媛県公民館連合会	会長	岸尾 壽	委員	
県教育委員会事務局指導部義務教育課	担当係長	川崎ひとみ	委員	
松山市保健所生活衛生課	副主幹	木村 新		※代理出席
東温市市民福祉部市民環境課	主事	永井 秀樹		※代理出席
砥部町生活環境課環境衛生係	主任	政岡 英俊	委員	
事務局				
県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課	技幹	白石 光伸		
県動物愛護センター	所長	北川 之大		
他関係者4名				

5 審議事項(議題)

- (1) 災害時の動物救護対策について
- (2) 飼い主のいない猫対策について
- (3) その他

6 審議の内容(全部公開)

議題(1) 災害時の動物救護対策について

【事務局説明】

東日本大震災からちょうど2年を迎えるが、福島県では被災動物のための活動が続いており、今なお多くのボランティアや寄付によりシェルターが維持され、被災動物が約300頭収容されている。

阪神淡路大震災から時間が経過し、動物救護活動が認知されてきたが、災害時に多くの行政職

員が対応することは現実的ではないことから、獣医師会やボランティアの方々の協力が必要不可欠である。このことから、獣医師会やボランティアが速やかに行動できるよう、あらかじめ活動内容を定めたマニュアル等を整備する必要がある。

今回、「愛媛県動物救護本部設置要綱（案）」及び「愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン（案）」を配布したが、ガイドラインは策定後、市町にも提示する予定としており、市町において地域の実情に応じた体制や地域版のマニュアルを整備していただきたいと考えている。ガイドラインの特徴としては、平常時からの飼い主に対する啓発等を設けていることにある。災害発生時にペットと離れ離れになった場合に備え、迷子札やマイクロチップの装着率が上がれば、返還率の向上につながると考えている。

#### 【発言要旨】

高岸委員：災害時には速やかな対応が求められる。どのように関係機関が連携できるか、具体的に決めていただきたい。次に、被災動物の収容施設の問題についてだが、災害発生初期の避難場所と長期的な対応が必要となった場合の収容施設を確保していただきたい。また、平常時の飼い主の心構えは大切であるので、動物愛護センターで各市町を集めて実施している担当者会においてこのことについて講習会を行い、市町の担当者は窓口において県民へ直接伝えてほしい。

事務局：緊急連絡網のようなものが将来的にできればよい。収容場所については、現時点で収容可能な場所についてはピックアップできるよう努める。平常時の飼い主の心構えに関する講習会については、随時実施可能であることから、実施に努める。

熊本委員：災害時における牛や豚などの家畜は、どのように対処するのか。

三橋委員：家畜は、収容できるスペースが放牧場くらいしかない。家畜については、災害時に優先的にと殺を行う必要があると思われるが、担当課である畜産課では現在災害時の家畜についてのマニュアル等は作成していないようだ。

熊本委員：今後どうするのか。

寺町会長：現在、災害時における家畜の取り扱いについては国が方針さえ出していないと思われるので、対処の方法は難しい。

熊本委員：対処の法制化をお願いしたい。

川崎委員：災害発生時には小中学校は避難所となることが予想されるが、この学校においても小中学校の66%が小動物を、26%が鳥類を、中学校の4%が小動物を飼育しており、設置者である市町又は学校が災害時における動物対策を講ずる必要があると感じた。

高岸委員：災害発生時には、ペットと同行避難することを当会としても訴えているが、避難所では動物が嫌いな方もいる。同行避難してきた方と動物が嫌いな方の間に生じる問題については、避難所において部屋割りを行うなどの対策を取ってほしい。

寺町会長：同行避難が前提であることから、同行避難が可能である避難所作りを行ってほしい。

木藤委員：平常時の対応として記載のあるマイクロチップは非常に役立つものだと思う。猫についてもマイクロチップは使用できるのか。

寺町会長：猫にも使用されている。マイクロチップの大きさは、直径2mm、長さが12mmほどであり、挿入費用等は動物病院により差はあるものの5千円前後である。需要が増えれば値段は安くなると思われる。

三橋委員：愛媛県災害時動物救護活動ガイドライン（案）の中に記載のある放浪動物とはどのような動物を想定しているのか。

事務局：野犬ではなく、飼い主とはぐれた迷い犬猫を想定している。

政岡委員：愛媛県動物救護本部設置要綱（案）の中に救援基金に残余が生じた場合には中央の「緊急災害時動物救援本部」に寄付するとの記載があるが、中央とは東京のことか。

事務局：そのとおりである。

木村副主幹：県としては、今回策定する予定であるものは指針としてのガイドラインなのか、より具体的なところまで触れるマニュアルなのか。

事務局：ガイドラインとして考えている。

木村副主幹：避難所が設置されると、それぞれの避難所において協議会が作られ運営されていくため、そこに行政が介入することは難しくなる。そもそも避難所とは人間が主体であり、動物に関する事項を入れることは難しい。動物に関する事項を県の地域防災計画に追加して入れてもらえると状況は変わると思われるが、地域防災計画にはどのように反映させるのか。

事務局：地域防災計画と整合性は取りたい。

高岸委員：緊急時のために、平常時の今きちんとしたものを作成してほしい。防災意識が高く平常時に対応策を考えていた新潟県においては、東日本大震災発生時にも素早い対応が取れた。

三橋委員：獣医師会として、災害時における四国四県の連携はあるのか。

寺町会長：平成25年2月20日、四国四県の獣医師会では、災害時における総論的な協定を結んだ。各論までは進んでいない。

事務局：今回策定予定のガイドラインについては、頂いた委員皆様の意見を可能な限り反映させ、作成していきたい。

## 議題(2) 飼い主のいない猫対策について

### 【事務局説明】

飼い主のいない猫対策については、前回会議でも議論になったところであり、処分動物の約6割が飼い主不明の猫であることから、今後、殺処分頭数を大きく削減するためには、積極的に解決策を見出すべき問題である。

処分の現状を見ると、処分動物のほとんどが猫であること、猫の処分頭数は10年前と変わらないこと、猫の9割が飼い主不明の猫であること、子猫が6割を占めることから、飼い主のいない猫対策が必要である一方、猫を不快に思う人と好きな人との対立などの情緒的な理由等により、対応が難しいことも事実である。

平成25年2月24日に認定NPO法人えひめイヌ・ネコの会が主催した地域猫セミナーでは、新宿区による地域猫活動が大きく取り上げられていたが、都道府県レベルでは徳島県や島根県が特定の地域においてモデル事業を開始したばかりである。本県としては、不妊去勢手術に係る経費的な課題もあることから、こうしたモデル事業の評価も見極めたうえで取り組んでいきたいと考えている。

### 【発言要旨】

高岸委員：平成25年2月24日に当会が主催した地域猫セミナーでは、新宿区職員の方の講演があった。地域猫活動について県民に広く知ってもらうために、まずは動物愛護センターで各市町を集めて実施している担当者会において、新宿区職員を招いた講習会を毎年実施し、市町の担当者は窓口において県民へ直接伝えてほしい。

事務局：年2回動物愛護センターでは担当者会を実施している。県民の方と直接対話することの多い市町職員へ対する普及啓発のいい機会ではあるので、どのような方法が実現可能であるか検討したい。

熊本委員：地域猫活動は、労力と費用とテクニックがいる。行政・ボランティア・地域の協力が必要不可欠であるが、有用な方法であるため、県としても推進してほしい。

高岸委員：当会が主催した地域猫セミナーで学んだことだが、飼い主のいない猫の問題は単なる猫の問題として捉えていては解決しない。昔から行政に対して飼い主にいない猫に

関する苦情があったにもかかわらず対策を取ってこなかった。殺処分数が増えて初めて、行政側も大変な問題だと認識した。また、地域住民側も近所関係の問題があり、飼い主のいない猫の問題を放置してきた。行政や地域住民は真剣に考えていない限り、この問題は解決しない。地域猫活動について、モデルケースを進めてほしい。予算がないのであっても、地域猫活動に関するチラシを県で作成し、市町へ配布くらいは行ってほしい。獣医師会においても不妊去勢手術の費用を安くしていただくなど協力していただきたい。

寺町会長：予算が必要となってくるので、私個人では決定することはできないが、手術費用の助成制度に関する考えは持っている。獣医師会としては、不妊去勢手術を行う獣医師側にもメリットがないといけないことであるため、獣医師会員にも利益が分配できるような仕組みを作ることができればと考えている。

三橋委員：獣医師会は会員の会費で成り立っていることから、いきなり大きなことはできないと思う。やれる範囲からのスタートになる。高岸委員が行っている地域猫活動における不妊去勢手術の費用は企業からの支援等はあるのか。

高岸委員：全額自己負担である。

橋副会長：新宿区における地域猫活動の成功例は区民も関心を持っていたからではないか。

寺町会長：新宿区における活動は足かけ約20年間やってきたことであるため、それだけ長くやってきた賜物であると思う。

熊本委員：このような問題は無関心の人が多い。まずは知ってもらう必要があることから、啓発活動も必要である。

木村副主幹：猫の問題では、地域の問題、人間の問題として捉えて行動する必要がある。地域猫活動では、不妊去勢手術を終えた猫は元の地域に戻ってくることから、苦情主の怒りはおさまらないこともある。即解決ではないが、とりあえず猫の減少に向けて動き始めたことを理解してもらい、苦情主に落ち着いてもらうような手法はあるか。

岸尾委員：人間の生き方・あり方に目を向ける必要があり、生き物すべてにどのように目を向けるかといった人間のあり方が大切である。質の高い町内会には動物愛護の心がある。生き物などを育てる心が公民館職員の中に芽生えれば、質は上がると思う。いじめや虐待問題など様々な問題があるが、教育力や地域力の低下には、コミュニティーのあり方を考えていく必要がある。

川崎委員：地域猫活動は、子供が地域において豊かな心を育む場の一つとなるのではないか。道徳教育の充実が求められており、教育再生実行会議においては道徳の教科化が提言されている。道徳性を育むためには学校のみならず地域における活動も大切になるが、この地域猫活動はその一つの活動になり得ると思う。

三橋委員：松山市においては、新興住宅地と昔からの住宅街における苦情等の温度差はあるか。

木村副主幹：違いはある。「ワン」と鳴いただけで苦情がある場合があるが、新興住宅地と昔からの住宅街では温度差はある。

高岸委員：地域猫活動はいきなり松山市全域というような大きな単位で始めることは無理であり、町内の普段から顔見知りの人たちのような小さな範囲で行う方が成功率は高い。ちなみに、県内において地域猫活動の成功例はない。

事務局：保健所や市町へ苦情が入ることが多いのだと思われるが、動物愛護センターまで猫に対する苦情が上がってきている状態にはなく、現状松山市以外の地域でどれだけの問題が起こっているのかは不明である。問題の把握ができないと、地域猫活動が必要かどうかの判断さえつかない。

木村副主幹：猫の苦情の第一報は、県の保健所や動物愛護センターではなく、市町へ苦情が入ることが多いと思う。

政岡委員：2、3匹猫がいるというレベルで苦情が入ることも多々ある。市町へ実態調査を行う

のであれば、聞く内容を統一しないと答える市町としても混乱すると思う。

寺町会長：まずは、実態調査をしてはどうか。

事務局：実態調査を行うことは可能である。

木藤委員：殺処分数の変化を見てみると、犬は毎年のように減っているが猫は減っていない。犬の殺処分数が減った原因は、飼い主の意識が高まったことが原因ではないか。猫についても、意識を高める広報活動が必要ではないか。マスコミとの連携やパンフレット、チラシの配布などの広報活動により、殺処分数の減少につなげていきたい。

高岸委員：室内飼育を推進し、飼い主が室内飼育を徹底すれば、飼い主のいない猫は減り、猫の殺処分数は減ると思う。

寺町会長：ペットフード協会のデータによると、3分の1の家庭のみ犬猫等のペットを飼育しており、残りの3分の2の家庭はペットを飼育していないことから、この3分の2の家庭も巻き込んでいく必要がある。まずは、実態調査を行うこととしてはどうか。

熊本委員：啓発活動と実態調査を同時並行で行う必要がある。

### 議題(3) その他

#### 【事務局説明】

前回会議において、国の基本指針の改正内容を踏まえ、県動物愛護推進計画の中間見直しと数値目標の設定について御案内していたが、国に方針転換があった。国では基本指針の中間見直しを実施せず、本年9月を目途に動物愛護管理法の改正内容を踏まえた基本指針を新たに策定する予定であることから、県では25年度中に26年度から35年度までを計画期間とする新たな応物愛護管理推進計画を作成することとなった。

当然数値目標は新たな計画の中で設定しなければならないと考えているが、当初のスケジュールから作業が遅れることとなるので、御理解いただきたい。

#### 【発言要旨】

橘副会長：県動物愛護推進計画においては、引取数や処分数の削減目標を示すことになるのか。

事務局：県動物愛護推進計画の策定はこの懇談会の一つの意義である。削減目標についても、新たな県動物愛護推進計画の中では示していきたい。

高岸委員：削減目標に対して他都道府県では対策を行ってきたと思うが、県としてはどのようなことを実施するのか。法改正により引取りの拒否についても触れられたが、市町の担当者に県から引取り拒否について指導するのか。

事務局：担当者会等で市町へどのような場合に引取りを拒否するのか等を示す必要があるとは考えている。